

総代会制度の概要

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。この総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

1. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。  
 (1) 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。  
 (2) 総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。  
 (3) 総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

2. 総代候補者選考委員選考基準

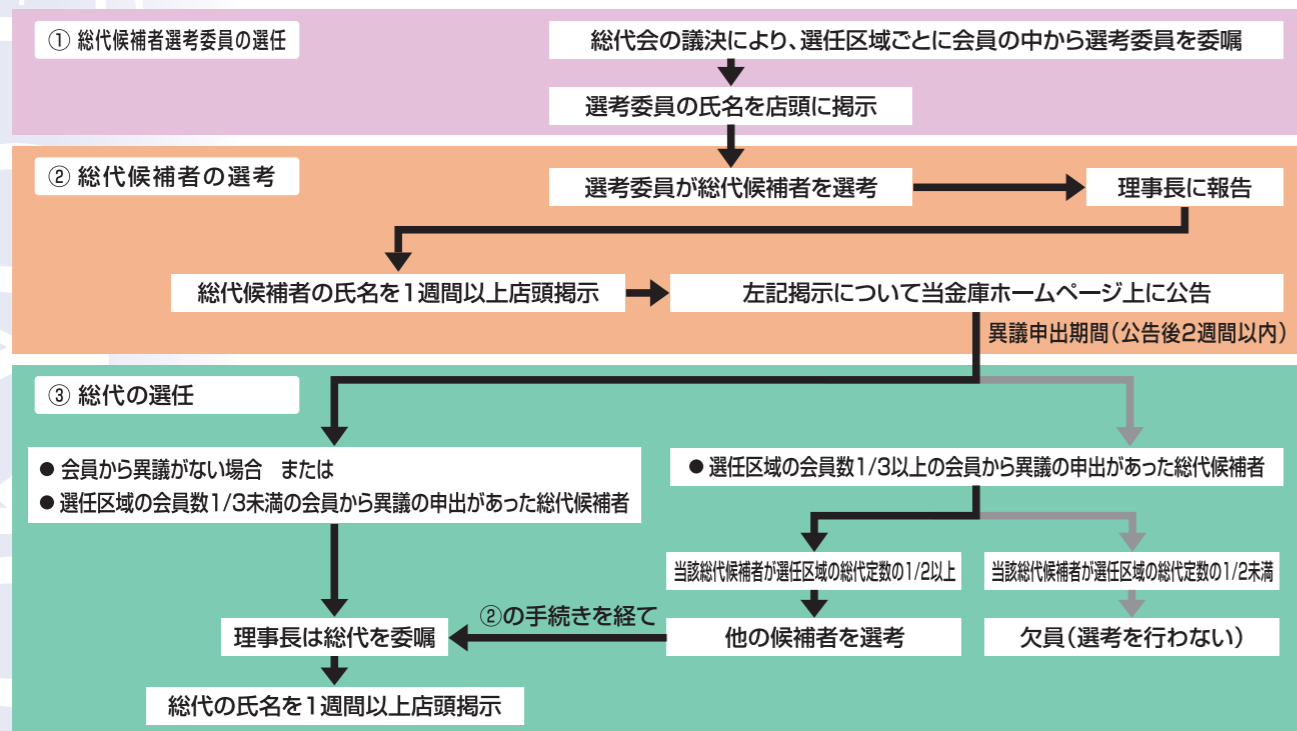
(1) 資格要件  
 ① 総代候補者選考委員は、当金庫の会員でなければならない。  
 ② 就任時点で満79歳未満の会員でなければならない。  
 (2) 総代候補者選考委員の選考基準は次の通りとする。  
 ① 地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解していること。  
 ② 地域の事情に明るく、人格・識見とも優れていること。  
 ③ その他金庫が適格と認めたもの。

3. 総代候補者選考基準

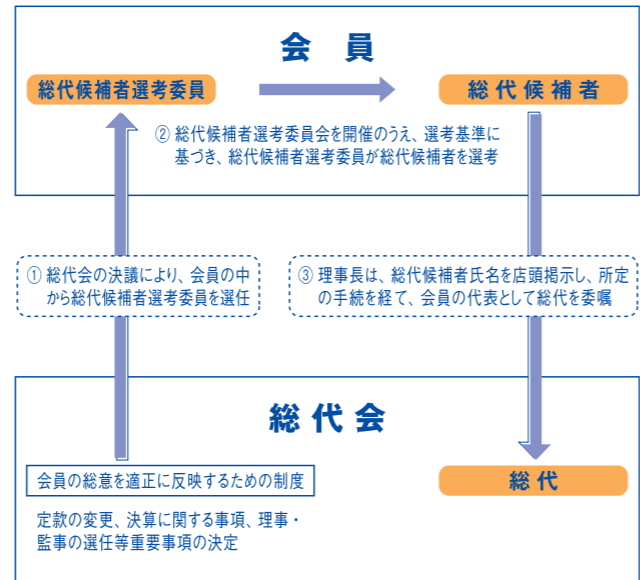
(1) 資格要件  
 ① 総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。  
 ② 就任時点で満80歳未満の会員でなければならない。  
 (2) 総代候補者の選考基準は次の通りとする。  
 ① 総代としてふさわしい見識を有している人であること。  
 ② 良識をもって正しい判断ができる人であること。  
 ③ 地域における人望が厚く、総代としてふさわしい人であること。  
 ④ 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い人であること。  
 ⑤ 行動力があり、積極的な人であること。  
 ⑥ 人格・識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる人であること。  
 ⑦ 金庫理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人であること。  
 (3) 非常勤を含む当金庫役員は総代を兼務することが出来ない。

4. 総代が選任されるまでの手続について

地区を4区に選任区域に分け、会員数に応じて選任区域ごとに総代の定数を定める



総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。



5. 第98期通常総代会決議事項(令和7年6月19日)

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

第98期 通常総代会



総代の氏名等

令和7年7月1日現在

(敬称略・順不同) (注) 丸数字は東京ベイ信用金庫での総代の就任回数

| 地区  | 区域  | 人数  | 氏名   |
|-----|---|-----|--|
| 第1区 | 市川市のうち<br>市川 市川南 新田 平田 大和田 大洲 真間 菅野 東菅野 国府台 曾谷 大野町 南大野 大町 柏井町 奉免町 稲越 須和田 国分 中国分 東国分 北国分 堀之内 | 19人 | 久野 勝己⑦ 塚本 福二⑦ 湯浅 健弘⑦ 中村 政邦⑥<br>加藤 憲一⑥ 浮谷 直之⑥ 高島 和之⑥ 石井 重一⑥<br>長谷 和雄⑧ 高梨 近一⑤ 佐藤智枝子② 松橋 純子②<br>松井 玲子② 山口 薫② 竹内 清海② 芝田 弘一②<br>竹内 秀雄② 林 卓也② 浮谷 勝郎① |
|     | 松戸市のうち<br>上矢切 中矢切 下矢切 栗山 三矢小台 二十世紀が丘 大橋 秋山 高塚新田   |     |  |
| 第2区 | 市川市のうち<br>八幡 南八幡 宮久保 下貝塚 東大和田 稲荷木 鬼高 鬼越 高石神 中山 北方 北方町 本北方 若宮 高谷 高谷新町 田尻 原木 東浜 二俣 二俣新町       | 11人 | 松丸 友樹③ 稲葉 清一⑥ 石井 誠一⑤ 工藤 祐政⑦<br>成瀬 正泰⑤ 田中喜兵卫② 松丸 元② 金澤 庸之②<br>土谷 幸司① 武藤 厚① 吉田 克助①   |
|     | 船橋市 習志野市 八千代市 千葉市 四街道市 佐倉市  |     |  |
| 第3区 | 市川市(第1区・第2区の地域を除く)<br>浦安市 江戸川区  | 17人 | 榎本敬三郎⑤ 三橋 具典⑥ 木村 聖⑤ 並木 勝利⑦<br>橋本 豊之①① 渡邊 孝二①① 奥村 政治⑥ 大澤 秀行⑤<br>田中 政弘①① 田中 幸也⑧ 伊藤 明⑤ 森川 正明②<br>尾頭 博行② 岡崎敬次郎② 郡 修三② 内田 裕輔①<br>浅岡善太郎①             |
|     | 野田市 流山市<br>埼玉県三郷市 幸手市 八潮市 吉川市 北葛飾郡松伏町 杉戸町 春日部市(旧春日部市を除く)<br>茨城県坂東市(旧猿島郡猿島町を除く) 猿島郡境町 五霞町    |     | 13人  |
| 第5区 | 柏市 鎌ヶ谷市 我孫子市<br>印西市(旧印旛村、旧本埜村を除く) 白井市   | 15人 | 坂東 民男⑤ 小溝 貞次⑧ 山形 俊雄⑧ 小林 良三⑥<br>間宮偉佐夫⑤ 原 哲⑧ 深山 喜一⑧ 大木 義勝⑥<br>大井 幹雄⑥ 渋谷 重大⑥ 長谷川寛一② 石原 雄一②<br>安達 俊浩① 海老原康之① 中江喜一郎①                                |
|     | 江東区 葛飾区 墨田区 足立区 荒川区 台東区 千代田区 中央区 港区   |     | 15人  |
| 第7区 | 松戸市(第1区の地域を除く)  | 13人 | 浮ヶ谷信夫③ 鈴木 等⑧ 加藤 栄⑩ 早川 俊通⑤<br>田中 孝⑨ 高橋 康夫⑥ 宮口 博⑤ 佐藤 勝盛②<br>安藤 崇② 佐々木恒司② 芦田 恵一① 岩山 浩一①<br>湯浅 和弘①   |
|     | 合計  |     | 103人   |

第98期通常総代会において定款の一部変更の件が承認されました。これに伴い、本年9月1日から選任区域が7区から4区に変更されます。

総代の属性別構成比

|     |   |
|-----|---|
| 職業別 | 法人役員99.0%、個人事業主1.0%   |
| 年代別 | 40代以下4.9%、50代11.6%、60代29.1%、70代47.6%、80代6.8%                    |
| 業種別 | 製造業18.4%、建設業15.5%、卸・小売業22.4%、サービス業13.6%、不動産業(賃貸含む)20.4%、その他9.7% |

## 内部管理体制の整備

当金庫は、業務の健全性および適切性を確保するための基本方針として、「内部管理基本方針」を定め、内部管理体制の整備とその実効性の確保に努めております。

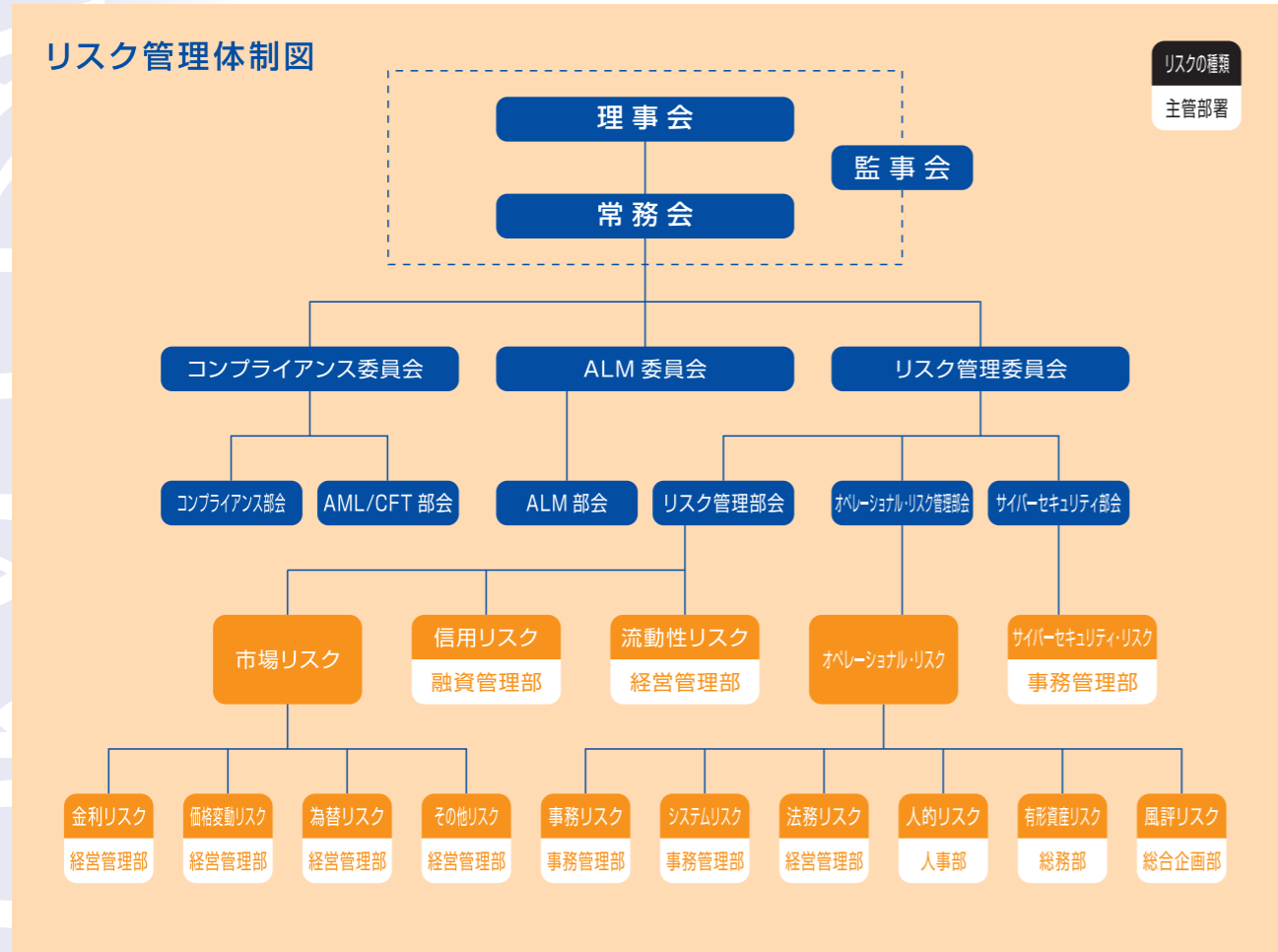
### 内部管理基本方針

1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合の当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

## リスク管理態勢

金融・経済の自由化、グローバル化やIT技術の進展等により、金融業務に関するリスクは多様化、複雑化しています。このような金融環境の中で、当金庫は、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、可能な限りリスク量の計量化を図り、経営体力（自己資本）の水準から許容できるリスク・アセット総量を認識し、適正なコントロールを行い、健全性の維持と収益性の向上の双方にバランスのとれた経営を目指して、リスク管理態勢の充実、強化に努めています。

当金庫では、理事会をリスク管理に関する最高意思決定機関とし、常勤役員全員で構成する常務会がリスク管理を統括しています。また、常務会の下にリスク管理委員会を設置し、ALM委員会と連携し、統合的リスク管理体制およびオペレーショナル・リスク管理態勢の整備・確立ならびに各リスク管理態勢に関する施策等について検討・協議し、その実施状況を検証・評価して、統合的リスク管理を行っています。



## 信用リスク

### 1. リスク管理の方針および手続の概要

- (1) 信用リスク管理の方針  
信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを最重要のリスクと位置づけ、与信業務についての基本的な考え方や判断基準等として「融資基本方針（クレジットポリシー）」を制定し、全ての役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。
- (2) 信用リスク管理体制  
信用リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。また、リスク全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、与信ポートフォリオを定期的にモニタリングする等、信用リスク全般について協議、検討を行っています。
- (3) 自己査定  
自己査定は、信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業として位置付けています。当金庫では、経営管理部を自己査定の統括部署とし、「自己査定基準」および「自己査定マニュアル」に基づいて貸出資産その他の資産の実態を把握・管理しています。
- (4) 償却・引当  
貸倒引当金は、「償却・引当規程」および「償却・引当マニュアル」等に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等を基に算定するとともに、その結果については、内部監査による検証および監査法人の監査を受ける等、適正な計上に努めています。
- (5) 貸出条件の審査  
貸出案件の審査にあたっては、適切な資金の運用を行うことにより、当金庫および当金庫の会員であるお取引先の健全な発展を期らなければならないと考えています。個別の案件審査については、営業店において個別案件ごとの調査・分析結果に基づいて審査し、営業店長の権限を超えるものは、営業推進部門から独立した融資管理部が審査し、融資管理部担当役員の権限を超えるものは、常勤役員全員で構成する貸出審査会にて審査する体制としています。
- (6) ポートフォリオ管理  
特定の与信先・グループあるいは特定の業種等への与信集中による過大な信用集中リスクを回避するため、一与信先・グループへの与信限度を定めているほか、大口与信先、金額階層別、業種別および資金使途別の与信状況等について、定期的にリスク管理委員会でモニタリングを行うとともに、経営陣へ報告しています。

### 2. リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は、「外部格付使用基準」に基づいて以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- (1) 格付投資情報センター (R&I)
- (2) 日本格付研究所 (JCR)
- (3) ムーディーズ (Moody's)
- (4) スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)
- (5) フィッチ (Fitch)

### 3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、貸出案件の審査にあたって、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境等、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証に過度に依存しないよう努めています。また、案件審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等があり、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、当金庫が定める「融資規程」や「担保評価事務処理要領」等により適正な評価・管理を行っています。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める「信用金庫取引約定書」および「事務処理要領」等により適切な取扱いに努めています。

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減するための措置をいい、自己資本比率算出のための信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について、定められた方法により資産から削減額を控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法のことをいいます。

具体的には、適格担保として、担保を設定している預金・積金を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権額を上限とし、預金・積金は残高の範囲内としています。

また、貸出金と自金庫預金の相殺として、一定のルールのもとに担保となっていない定期預金残高を貸出債権額と相殺したものと見なして、信用リスクを軽減しています。保証としては、国、地方公共団体、政府関係機関、しんきん保証基金等の民間保証会社が保証している保証債権について、保証される部分に限り、保証先のリスク・ウエイトを適用しています。

## 市場リスク

### 1. リスク管理の方針および手続の概要

- (1) 市場リスク管理の方針  
市場リスクとは、金利や有価証券、為替等の価格が変動することによって、当金庫が保有する資産および負債の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。当金庫では、市場リスクを適切に把握して許容範囲内に収めるとともに、適正な収益を得ることを基本方針としています。
- (2) 市場リスク管理体制  
市場リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、ポジション枠等の遵守状況やリスク量を定期的にモニタリングし、市場リスク全般について協議、検討を行っています。さらに、フロントオフィス（資金運用部門：総合企画部総合企画課）、ミドルオフィス（リスク管理部門：経営管理部リスク管理課）、バックオフィス（事務部門：総合企画部予算主計課）を設置して相互に牽制が働く体制としています。
- (3) リスクの把握と管理  
ミドルオフィスとしてリスク管理を担当する経営管理部では、設定された有価証券等に対するポジション枠（想定元本等に対する保有上限枠）、リスク・リミット（予想損失額の限度枠）、ロス・カットライン（損失限度）の遵守状況を管理するほか、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクについて、定期的にVaR（バリュー・アット・リスク：最大予想損失額）によりリスク量を計測し、リスク管理委員会および経営陣へ報告しています。

また、市場リスクに付随する信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じているほか、引当金の算定に関しては、信用リスク管理における引当金の算定基準に準じています。

## 2. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、派生商品取引および長期決済期間取引に該当する取引はありません。

## 3. 証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化」とは、金融機関が保有するローンや企業が保有する不動産等、それらの資産価値を裏付けに証券化して組み替え、第三者に売却して流動化することで、一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者である「オリジネーター」と証券を購入する側である「投資家」に大きく分類されます。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式は、標準的手法を採用しています。

## 4. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスクの方針および手続の概要

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金等が該当します。

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識にあたっては、時価評価およびVaRによるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会に諮り、投資継続の是非を協議する等適切なリスク管理に努めています。

また、株式関連商品への投資は、有価証券におけるポジション枠（保有限度枠）の範囲内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心がけています。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」および「資金運用細則」に基づいた厳格な運用・管理を行っています。

非上場株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金についても、同様に厳格な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、定期的に経営陣へ報告する等、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い適正な処理を行っています。

## 5. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針および手続の概要

#### ア. リスク管理の方針の概要

当金庫では、金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しています。

また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB-Interest Rate Risk in the Banking Book※）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備等により、厳正な管理に努めています。（※IRRBBとは、市場リスクのうち、すべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）

#### イ. リスク管理の手続の概要

リスク管理およびリスクの削減については、ALM管理体制のもと、自己資本に対するIRRBBの比率をモニタリング管理することで、健全性の確保に努めています。

#### ウ. 金利リスク量の計測

金利リスク計測の頻度は、毎月末を基準日として、月次で計測しています。

### (2) 金利リスクの算定手法の概要

#### ア. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE（注1）およびΔNII（注2）ならびに金融機関がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計算されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

#### (ア) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.25年

#### (イ) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：4年

#### (ウ) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）：金融庁が定める保守的な前提を採用

#### (エ) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約：金融庁が定める保守的な前提を採用

#### イ. IRRBBの算出手法、変動要因および計測対象

##### (ア) IRRBBの算出手法

IRRBBの算出にあたっては、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュフローにスプレッドを含めて算出しています。

なお、当金庫では、内部モデルは使用していません。

##### (イ) IRRBBの計測対象

当金庫では、重要性の観点によりストレス時に大きな影響を与えられると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準（金融機関の資産・負債の5%程度）に加えて、定性的な影響を考慮しています。

### (3) ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクの計測について

#### ア. VaRによる金利リスク量の計測

リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaR等により管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。

具体的には、部門ごとに配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資等の市場取引や預貸金といった商品毎のVaR（保有期間6か月、観測期間5年、信頼水準99%）に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。

また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイント等も設定しており、半期毎にリスク限度額を見直すことでリスクのコントロールを行っています。

#### イ. その他の管理手法

当金庫は、自己資本の充実度の評価やストレステストを実施し、金利変動による影響等を定期的に検証しています。

## 流動性リスク

### 1. リスク管理の方針および手続の概要

#### (1) 流動性リスク管理の方針

流動性リスクとは、金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

#### (2) 流動性リスク管理体制

流動性リスクに関する重要事項は理事会で決定しています。

また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、資金ギャップの把握や資金繰り状況のモニタリングおよび管理を行っています。

#### (3) リスクの把握と管理

流動性リスクが顕在化しないように、慎重かつ適切に資金繰り状況や市場流動性に影響を与える要因や変化を常時把握し、金庫の調達・運用方針に即して保守的、かつ安定的に資金繰りや市場流動性を確保できる体制としています。

また、金庫自身の信用力等の低下による要因と、金融システムの混乱等外的要因の両面を考慮して、適切かつ迅速な管理・対応を行う体制としています。

### 2. 流動性リスクの管理手法

有価証券等の運用においては、資金化が容易な商品を中心に運用を行うとともに、流動性リスク限度額を設け、不測の事態に備える体制としています。

また、資金ギャップについては、日次で管理し、資金ショートが発生しないように管理しています。

## オペレーショナル・リスク

### 1. リスク管理の方針および手続の概要

#### (1) オペレーショナル・リスクとは

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス、人、システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクのことをいい、事務リスク、システムリスクのほか、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクが含まれます。

#### (2) オペレーショナル・リスク管理体制

オペレーショナル・リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。

また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、事務リスク、システムリスク等について協議、検討を行っています。なお、リスク管理委員会はリスクの総合的な管理部門として、リスクのコントロールと削減に努めるとともに、協議、検討結果については、定期的に経営陣へ報告しています。

#### (3) 事務リスク管理の方針および手続の概要

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことをいいます。

事務リスク管理にあたっては、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程、事務処理要領の整備を図るとともに、厳正な事務の励行に努めることを基本方針としています。

当金庫では、お客様から寄せられた苦情やご意見、発生した事務ミス等を管理し、実効性のある対策を講じるために活用しており、事務レベルの向上に資する態勢を整備しています。

また、営業店に対しては、各種研修会、会議等を通じて、厳正、堅確な事務処理の徹底を図っています。

#### (4) システムリスク管理の方針および手続の概要

システムリスクとは、コンピュータ・システムの障害または誤作動、システムの不備、さらにはコンピュータが不正に使用されること等により損失を被るリスクのことをいいます。

システムリスク管理においては、当金庫の経営方針、経営計画に従い、当金庫における情報資産保護のための管理体制を整備し、適切な管理・運営を図ることとしています。

当金庫では、しんきん共同センターに加盟し、共同オンライン利用によりお客様に各種金融サービスを提供しております。同センターでは、スケールメリットを活かし、コンピュータ・通信回線・電源等の二重化を実施するとともに、重要なシステムおよびお客様の情報につきましては、2拠点でのバックアップ体制を構築しており、大規模な災害で一方が被災しても、継続して業務が遂行できるよう万全を期しています。

また、コンピュータ・システムの安定稼働が危機にさらされるような不測の事態に備えて、業務継続基本計画を策定するとともに、同センターが実施する定期的な被災訓練にも参加しています。

さらに、情報資産を適切に保護するための基本方針であるセキュリティポリシーや具体的な運営規則を定め、情報の重要性に応じた管理態勢を整備するとともに、お客様の重要なデータにつきましても、外部からの不正アクセスの防止策を講じる等厳格なセキュリティ管理を実施しています。

#### (5) その他のリスク管理

オペレーショナル・リスクのうち、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクについては、各主管部署がリスク管理を担当し、リスク発生の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めることとし、また、リスク管理状況について、必要に応じて経営陣へ報告することとしています。

### 2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制における「標準的手法」を採用しています。

## サイバーセキュリティ・リスク

### サイバーセキュリティに関する方針および手続の概要

近年、サイバー攻撃が高度化・大規模化しており、サイバー攻撃のリスクがますます高まっているなか、サイバーセキュリティの確保は、金融システム全体の安定のため喫緊の課題といわれています。

当金庫は、サイバーセキュリティ・リスクへの対応が経営の重要課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法、サイバーセキュリティ経営ガイドライン、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な態勢整備に努めるべく、令和2年4月に「サイバーセキュリティ基本方針」を制定しました。

今後も、サイバー攻撃等による事故を未然に防止するとともに、被害が発生した場合でも影響を最小限に留め、その復旧を速やかに行うため、発生する事象を総括して事態に即応するインシデント対応委員会を設置する等、サイバーセキュリティの管理態勢の構築・強化に努めています。

## コンプライアンス（法令等遵守）体制の推進

私ども信用金庫は、信用金庫法にも示されているように、「国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資する」という公共的使命を負うとともに、業務の健全かつ適切な運営を行い、地域社会からの信頼を確立するという社会的責任を負っています。当金庫は、これまでその社会的責任と公共的使命とを十分自覚して業務を遂行し、地域の信頼を得てきましたが、今後も一層の信頼確保のために、絶えず東京ベイ信用金庫の「倫理憲章」に思いをいたし、信念と誇りをもって日常活動を実践してまいります。

- 1. 東京ベイ信用金庫「倫理憲章」の周知徹底**  
社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の再構築を重要課題として位置づけ、「基本方針」および「遵守基準」にあたる「倫理憲章」の周知徹底を図っています。
- 2. コンプライアンス・プログラムの策定と推進**  
「倫理憲章」を実現するため、関連諸規程の整備、内部統制の実施計画、役職員の研修計画等を含む具体的な実践プログラムを策定、その推進状況を把握するためのモニタリングを実施し、「コンプライアンス委員会」に報告するとともに改善すべき点について対策を講じています。
- 3. コンプライアンス担当者の配置**  
コンプライアンスを効果的に推進するため、各業務部門および営業店等との連携を密に保つ必要があることから、部店に、職場におけるコンプライアンス教育研修の責任者としての役割と、報告・相談窓口としての役割を兼ね備えたコンプライアンス担当者を配置しています。
- 4. コンプライアンス・マニュアルの周知徹底**  
当金庫における倫理憲章や各種ルールを記載した「コンプライアンス・マニュアル」を策定・整備し、研修や勉強会資料として活用することにより、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上に努めています。

## マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）の防止が、国際社会において求められる責務であると認識し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

- 1. 運営方針**  
当金庫は、マネロン等の防止を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。  
経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進およびリスクの特定・評価・低減に係る各種取組を主導します。
- 2. 管理態勢**  
当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当理事を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置および必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる理事・職員間での連携の枠組を構築します。
- 3. リスクベース・アプローチ**  
リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）および当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。  
また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。
- 4. 顧客の管理方針**  
新規取引開始時および顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。  
また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。  
なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。
- 5. 疑わしい取引の届出**  
営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。
- 6. 経済制裁および資産凍結**  
取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を断絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。
- 7. 役職員の研修**  
マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。
- 8. 実効性の検証**  
マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に行い、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。
- 9. 顧客からの理解促進**  
新規取引開始時および取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取り組みます。

## 金融ADR制度への対応

- 1. 苦情処理措置**  
当金庫は、お客様からの苦情のお申出に公正かつ確に対応するため内部管理態勢等を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。  
苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は10ページ参照）または経営管理部（電話：0120-074-472）にお申し出ください。
- 2. 紛争解決措置**  
当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日上記経営管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。  
なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システムを用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部」にお尋ねください。

## 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

- 1. 個人情報とは**  
本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。  
なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。  
(1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるような変換したデータ  
<例>顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等  
(2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号  
<例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等
- 2. 個人情報等の取得・利用について**  
(1) 個人情報等の取得  
・ 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収・勤務先・勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。  
・ お客さまの個人情報は、  
イ. 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項  
ロ. 営業店窓口係や得意先係等が店頭でお客さまから取得した事項  
ハ. 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項  
ニ. 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項  
ホ. その他一般に公開されている情報  
等から取得しています。  
(2) 個人情報等の利用目的  
・ 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。  
・ お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。  
A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的  
(業務内容)  
イ. 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務  
ロ. 公債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務  
ハ. その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）  
(利用目的)  
イ. 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため  
ロ. 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため  
ハ. 預金取引や融資取引における期日管理等、継続的なお取引における管理のため  
ニ. 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため  
ホ. 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため  
ヘ. 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため  
ト. 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため  
チ. お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため  
リ. 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため  
ヌ. ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため  
ル. 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため  
レ. 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため  
ワ. その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため  
(法令等による利用目的の限定)  
イ. 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。  
ロ. 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。  
B. 特定個人情報等の利用目的  
イ. 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため  
ロ. 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため  
ハ. 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため  
ニ. 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため  
ホ. 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため  
ヘ. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため  
ト. 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため  
チ. 預金口座付番に関する事務のため  
リ. 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため  
ヌ. 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため  
ル. 災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため  
レ. 本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため  
上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。  
(3) ダイレクト・マーケティングの中止  
・ 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、取引店舗ご相談窓口までお申出ください。

# 「安心」「安全」にお取引いただくために

## 3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

## 4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含まれます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客さまからの個人情報等の利用目的の通知ならびに個人情報等の開示および第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、当金庫本店のご相談窓口までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

## 5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等に定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記のとおり、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。
- (7) 当金庫は、米国において個人情報を取り扱っています。当金庫は、これらの国における個人情報の保護に関する制度を把握したうえで安全管理措置を実施します。

## 6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監査いたします。

- ・定期預金および定期積金の期日案内等の作成および発送に関わる事務
- ・キャッシュカードの発行および発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用および保守に関する業務

## 7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※ 同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨およびその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨およびその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

## 8. 個人情報保護に関する質問・苦情について

当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問につきましては、当金庫本店にご相談窓口を設置しておりますので、お問い合わせください。なお、当金庫は個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取組みます。



## 資料編

|               |    |
|---------------|----|
| 財務諸表          | 33 |
| 経営指標          | 39 |
| 預金に関する指標      | 41 |
| 貸出金等に関する指標    | 42 |
| 開示債権の保全・引当状況  | 44 |
| 有価証券に関する指標    | 45 |
| 金庫の子会社等に関する事項 | 46 |
| 自己資本の充実の状況等   | 47 |
| 報酬等に関する事項     | 53 |

## 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## 利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守します。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
    - イ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
    - ロ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
    - ハ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) (1) のイ. からハ. のほかお客様が利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - イ. 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
  - ロ. 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
  - ハ. 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
  - イ. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
  - ロ. また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役員等を対象に教育・研修を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。